

別紙様式 2

同 意 書

年 月 日付で配布の申込みをした生物遺伝資源の使用にあたっては、

- (1) 生物遺伝資源配布申込書に記載した試験研究（育種を含む。）又は教育目的以外には使用しません。記載した目的の内容を試験研究（育種を含む。）又は教育目的の範囲で変更する場合、事前に変更届出書（別紙様式4）をもって、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）遺伝資源センター長（以下「センター長」という。）の許可を得た上で使用します。また、国外へ持ち出す場合は、事前にセンター長の許可を得ます。
- (2) 育成者権、特許権等の知的財産権その他の権利が付帯されている場合、それらの権利が使用者に譲渡されるものではないことを承諾します。
- (3) 受領した生物遺伝資源を第三者に譲渡・転売・貸与しません。ここでの「譲渡・転売・貸与」とは、(2)の権利の移動、移転ないし引渡しを含みます。
- (4) 動物遺伝資源の配布を受けた場合、生物遺伝資源配布申込書に記載した試験研究等の目的以外で当該動物遺伝資源の後代を取りません。
- (5) 第三者の育成者権、特許権等の知的財産権その他の権利を侵害した場合、使用者又はその所属機関が一切の責任を負います。また、違反行為により、農研機構を含む第三者に損害をもたらしたときは、使用者又はその所属機関がこれを賠償します。
- (6) 受領した生物遺伝資源に起因する事故・損失等に関しては、異議を申し立てません。
- (7) 本件、生物遺伝資源は、欠点及び不具合を有している可能性があること、また、特定の使用目的に合致しているとは限らないことを認識し、その利用により、使用者又はその所属機関に損失が生じた場合、農研機構等の故意又は重大な過失によるものではない限り、農研機構等には一切の責任を問わず、使用者又はその所属機関の責任で処理をします。
- (8) 使用期間が終了次第、試験研究等結果報告書（別紙様式5）をセンター長宛提出します。また、使用によって得た試験研究（育種を含む。）又は教育の結果を公表する場合は、当該生物遺伝資源を農研機構の農業生物資源ジーンバンク事業から受けたことを明記し、公表した論文、資料等をセンター長宛提出します。
- (9) 受領した生物遺伝資源自体を育成者権、特許権等の対象としません。受領した生物遺伝資源自体、名称、遺伝的部位や要素に対して、その配布や使用を制限する、いかなる知的財産権およびその他の権利を主張しません。使用により得た成果に対して新たな育成者権、特許権等の知的財産権その他の権利を得ようとする場合は、事前にセンター長に通知します。係る権利の持分については、農研機構等及び配布申込者等による協議・合意の上、決定します。
- (10) 海外から導入された生物遺伝資源の場合、当該生物遺伝資源から生ずる利益については、生物の多様性に関する条約に従って原産国の主権的権利を尊重し、当該生物遺伝資源の配布に当たって締結された材料移転契約等の条件に従います。
- (11) 関連する法令、条約、制度等によって認められる範囲内で取り扱います。
- (12) 本同意書に違反した場合は、直ちに使用を止め、センター長の指示により返却又は処分します。
- (13) 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について、疑義が生じた場合は、遺伝資源センターと協議し、円満に解決を図ります。
- (14) 本同意書の準拠法は日本法とし、本同意書に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の裁判所とすることとします。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
遺伝資源センター長 殿

年 月 日

申込者氏名 印

所属部科室等の長の氏名 印

注1 氏名を自署又はサインする場合には、押印を省略することができます。

2 押印する場合も含めて、FAX・PDF形式等の写しで提出することができます。

(用紙サイズA4)